

「給付金制度」のご案内

※この制度は国の事業です。児童手当などと
同じく返済の必要はありません。
(貸与奨学金、就学支援金とは別制度です)

- ① 給付対象者
(生活保護世帯及び非課税世帯)
 - ② ご案内時期 (年に一回 7月頃)
 - ③ 提出先 石川高校 事務室
- ①の対象者へ郵送にてご案内致します



世帯区分		支給額
1	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯	32,300円
2	市町村民税所得割額 (非課税世帯)	対象生徒が第1子 37,400円
3		23歳未満の扶養されている兄・姉が おり、対象生徒が第2子以降 129,700円

受給申請手続き

◆提出書類◆

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 全
員
提
出 | [| ①確認書 |
| | | ②高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式 1) |
| | | ③債権者登録申請書 (別添様式) |
| | | ④振込口座の通帳写し(銀行名・支店名・ふりがな・口座番号がわかるもの) |
| 該
当
者
の
み | [| (15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄又は姉がいる場合) |
| | | ⑤健康保険証の写し
(生活保護を受給している場合) |
| | | ⑥生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
(様式 2) |

※その他、家庭の状況などに応じて追加書類が必要となる場合があります。

留意事項

- (1) 給付の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回(通信制高等学校に通う生徒は4回)を上限とします。
- (2) 給付金は、年度当初に必要な経費等を支援することを目的としているため、毎年7月1日現在の状況で確認を行い、受給審査で可否を確定します。尚、その後、給付を受けたものの世帯状況等の変化、生徒の休学、退学などの場合にも返還等は求めません。
- (3) 15歳以上23歳未満の扶養されている兄又は姉の状況については、健康保険証により確認を行いますが、公的な証明書で確認が不可能な場合は、申請者からの扶養誓約書(様式6)を提出して下さい。

(お問合せ)

☎904-1115 沖縄県うるま市石川伊波 861

TEL : 098-964-2006 FAX : 098-965-4092

沖縄県立石川高等学校 担当